

共同生活援助
（介護サービス包括型・外部サービス利用
型・日中サービス支援型）
に係る報酬・基準について
論点等

(再掲) 関係団体ヒアリングにおける主な意見(抜粋)

No	意見等の内容	団体名
4	夜間支援員の不足は深刻である。1対1での支援が必要な重度の障害者がグループホームを利用するケースも増えており、職員の複数配置をするためにも夜間支援体制加算を増額していただきたい。	きょうされん
13	グループホームの現行の人員配置基準は重度障害者に対応するには不十分である。重度対応型の日中サービス支援型共同生活援助が創設されたが、既存のホームにおいても、特に夜間帯に職員を今まで以上に配置できるような水準まで報酬を引き上げていただきたい。	全国社会就労センター協議会 他 (同旨：日本身体障害者団体連合会)
19	夜間支援等加算の報酬の見直しが必要である。夜勤者の休憩時間に関しては、労基署から共同生活援助で言う休憩時間は労働法令で言う休憩時間にあたらなため手待時間で休憩時間の間は別な職員の配置を求められている。現在の夜間支援体制加算では、報酬が少ないので見直しが必要。	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

(再掲) 【論点2】夜間支援等体制加算の見直し

現状・課題

介護サービス包括型・外部サービス利用型のグループホームについては、夜勤、宿直又は警備会社への委託等により夜間の支援体制等を確保した場合、夜間支援等体制加算() () ()を算定する仕組みとしている。

日中サービス支援型は、最低基準により夜勤職員の配置を必須、更に夜間支援従事者を追加配置した場合に「夜勤職員加配加算」を算定。

夜間支援等体制加算()については、共同生活住居ごとの夜勤職員の配置を要件としているが、夜間の支援体制の充実が課題。

一方、夜間支援等体制加算()は夜勤職員の配置を前提に同一の報酬単価を算定する仕組みとしているが、夜間における利用者への必要な支援の状況は様々となっている。

論点

夜間支援体制の充実等の観点から、夜間支援等体制加算()を見直してはどうか。

検討の方向性

夜間支援等体制加算()について、夜間における利用者への必要な支援の状況を踏まえて加算額を設定するなど、必要な見直しを検討してはどうか。

また、共同生活住居ごとの夜勤職員の配置に加えて、事業所単位で夜勤職員又は宿直職員を追加で配置し、共同生活住居を巡回等により対応する場合には更に加算してはどうか。

なお、現在、グループホームの夜間支援体制に係る報酬改定検証調査を実施しているところであり、その結果を踏まえて検討する。

検討の方向性【追加】

(グループホームの夜間支援体制に係る調査結果)

今般、グループホームの夜間支援体制に係る報酬改定検証調査を実施したところ、以下の状況が認められた。

<夜間支援等体制加算() (夜勤) が算定されている事業所等の状況>

各住居毎に夜間支援の実態調査を行った結果、

- ・ 「排泄介助」、「体位交換」、「水分補給」、「喀痰吸引の医療的ケア」、「緊急対応等」については、平均障害支援区分が高い住居ほど支援対象者の割合が高い。
- ・ なお、「コミュニケーション」、「居室への巡回による見守り」、「その他の支援」については、平均障害支援区分の状況にかかわらず対象者の割合は同程度。

事業所アンケートにおいて、夜間支援体制が「十分」は約4割、「不十分」は約1.5割、夜間職員の休憩時間の取得に課題があると回答した事業所が約4割、特段の課題はないと回答した事業所は約3割。

(調査結果を踏まえた方向性)

上記の調査結果を踏まえ、夜間支援等体制加算()については、利用者の障害支援区分に応じて3段階(「区分4～6」「区分3」「区分1・2・区分なし」を想定)程度で設定し、メリハリのある加算額に見直すことが適切ではないか。

その上で、入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、住居ごとに常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤職員又は宿直職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合には、財政影響を勘案しつつ、更なる加算を設けてはどうか。

加算額の設定に当たっては、事業所単位で複数の住居を巡回で支援することを趣旨とすることを踏まえ、平均的な利用者数()以上の事業所において適切に加配ができるよう、加算額を検討してはどうか。

また、複数人の支援体制により1人当たりの業務負担が軽減される面があること、常駐職員の休憩時間に係る交替要員としての業務が中心となる場合が想定されることを踏まえ、加算額を検討してはどうか。

() 1事業所あたりの平均的な利用者数は14.4人、平均住居数は2.7住居

検討の方向性【追加】

(その他)

現行の加算額については、支援対象者の人数が8名以上の場合は複数人ごとに加算額を設定しているため、支援対象者が多い方が合計の加算額が少なくなる場合が生じていることから、支援対象者の人数が1人増えるごとに単価を設定する方向で検討。

(参考) 夜間支援等体制加算() (夜勤) の場合

- ・ 支援対象者 7名 支援対象者の合計 192単位 × 7人 = 1,344単位
- ・ 支援対象者 8名 支援対象者の合計 149単位 × 8人 = 1,192単位

8名の支援対象者の方が合計の加算額が少ない

(現行単価)

支援対象者 2人以下672単位、3人448単位、4人336単位、5人269単位、6人224単位、7人192単位、8人以上10人以下149単位、11人以上13人以下112単位、14人以上16人以下90単位、17人以上20人以下75単位、21人以上30人以下54単位

グループホームの夜間支援体制に係る加算

「介護サービス包括型」・「外部サービス利用型」は、最低基準においては夜勤職員等は必須とされていないが、夜間の連絡・支援体制を確保した場合は「夜間支援等体制加算」を算定。

「日中サービス支援型」は、最低基準により夜勤職員の配置を必須としているが、これに加えて夜間支援従事者を追加で配置した場合は「夜勤職員加配加算」を算定。

類型	介護サービス包括型・外部サービス利用型			日中サービス支援型
加算の種類	夜間支援等体制加算			夜勤職員加配加算
	()	()	()	
算定要件	夜勤を行う夜間支援従事者を配置 し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合	宿直を行う夜間支援従事者を配置 し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合	警備会社や当該事業所の従業者等による常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合	指定基準に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置している場合
単位数 (利用者1人1日当たりの単価)	夜間支援対象者の人数に応じ算定 2人以下 672単位 3人 448単位 4人 336単位 5人 269単位 6人 224単位 7人 192単位 8人以上10人以下 149単位 11人以上13人以下 112単位 14人以上16人以下 90単位 17人以上20人以下 75単位 21人以上30人以下 54単位	夜間支援対象者の人数に応じ算定 4人以下 112単位 5人 90単位 6人 75単位 7人 64単位 8人以上10人以下 50単位 11人以上13人以下 37単位 14人以上16人以下 30単位 17人以上20人以下 25単位 21人以上30人以下 18単位	10単位	149単位
算定事業所数 (令和2年4月)	4,256カ所 (内訳) 介護サービス包括型 4,155カ所 外部サービス利用型 101カ所	2,168カ所 (内訳) 介護サービス包括型 2,028カ所 外部サービス利用型 140カ所	3,013カ所 (内訳) 介護サービス包括型 2,154カ所 外部サービス利用型 859カ所	78カ所
算定利用者数 (令和2年4月)	55,911人 (内訳) 介護サービス包括型 54,698人 外部サービス利用型 1,213人	27,152人 (内訳) 介護サービス包括型 25,488人 外部サービス利用型 1,664人	42,131人 (内訳) 介護サービス包括型 31,926人 外部サービス利用型 10,205人	967人
費用額 (令和元年度)	約407億円	約50億円	約14億円	約2億円

夜間支援等体制加算() (夜勤) 算定住居における入居者の状況

夜間支援等体制加算() (夜勤) が算定されている入居者の障害種別は、知的障害者が約8割を占めている。
また、障害支援区分は、区分2以下が約2割、区分3以上が約8割を占めている。

【障害種別の状況】

身体障害	知的障害	精神障害	難病等	合計
419人 (7.7%)	4306人 (79.1%)	710人 (13.0%)	6人 (0.1%)	5441人 (100.0%)

【障害支援区分の状況】

		全体 (934住居)	平均障害支援区分ごとの住居					
			区分2.0未満 (48住居)	区分2.0以上3.0未満 (151住居)	区分3.0以上4.0未満 (236住居)	区分4.0以上5.0未満 (298住居)	区分5.0以上 (201住居)	
入居者総数		5,441	235	953	1,436	1,720	1,097	
(内訳)	区分1	入居者数	76	12	44	16	4	0
		入居者総数に占める割合	1.4%	5.1%	4.6%	1.1%	0.2%	0.0%
区分2	入居者数	730	40	427	225	37	1	
	入居者総数に占める割合	13.4%	17.0%	44.8%	15.7%	2.2%	0.1%	
区分3	入居者数	1,086	26	317	491	236	16	
	入居者総数に占める割合	20.0%	11.1%	33.3%	34.2%	13.7%	1.5%	
区分4	入居者数	1,368	6	111	495	650	106	
	入居者総数に占める割合	25.1%	2.6%	11.6%	34.5%	37.8%	9.7%	
区分5	入居者数	1,070	3	13	156	559	339	
	入居者総数に占める割合	19.7%	1.3%	1.4%	10.9%	32.5%	30.9%	
区分6	入居者数	903	0	1	38	229	635	
	入居者総数に占める割合	16.6%	0.0%	0.1%	2.6%	13.3%	57.9%	
区分なし・申請中	入居者数	208	148	40	15	5	0	
	入居者総数に占める割合	3.8%	63.0%	4.2%	1.0%	0.3%	0.0%	

グループホームの夜間支援体制に係る報酬改定検証調査結果(速報値) 精査中のため変動がありうる。以下同じ。

上記は令和2年9月1日時点の夜間支援等体制加算()算定住居の入居者の状況((本調査に回答があった953住居のうち利用者の内訳の記載があった934住居分)平均障害支援区分は、右記の方法により各住居ごとに平均障害支援区分を算定 $((0 \times \text{区分なしの人数}) + (1 \times \text{区分1の人数}) + (2 \times \text{区分2の人数}) + \dots) \div \text{入居人数}$ 6

夜間支援等体制加算() (夜勤) 算定住居における夜間支援の状況(平均障害支援区分ごとの住居別)

夜間支援等体制加算()が算定されている住居における夜間支援の状況について調査(934住居5,441人)を行った結果、
 ・「排泄介助」、「体位交換」、「水分補給」、「喀痰吸引の医療的ケア」、「緊急対応等」については、平均障害支援区分が高い住居ほど支援が必要となる対象者の割合が高い
 ・なお、「コミュニケーション」、「居室への巡回による見守り」、「その他の支援」については、平均障害支援区分の状況にかかわらず対象者の割合は同程度である状況が認められた。

		全体 (934住居)	平均障害支援区分ごとの住居				
			2.0未満 (48住居)	2.0以上3.0未満 (151住居)	3.0以上4.0未満 (236住居)	4.0以上5.0未満 (298住居)	5.0以上 (201住居)
入居者総数		5441人	235人	953人	1436人	1720人	1097人
排泄介助	対象者実人数	1266人	19人	40人	136人	475人	596人
	入居者総数に占める割合	23.3%	8.1%	4.2%	9.5%	27.6%	54.3%
体位交換	対象者実人数	156人	1人	2人	3人	50人	100人
	入居者総数に占める割合	2.9%	0.4%	0.2%	0.2%	2.9%	9.1%
水分補給	対象者実人数	1188人	13人	68人	215人	442人	450人
	入居者総数に占める割合	21.8%	5.5%	7.1%	15.0%	25.7%	41.0%
喀痰吸引等の医療的ケア	対象者実人数	60人	0人	0人	15人	12人	33人
	入居者総数に占める割合	1.1%	0.0%	0.0%	1.0%	0.7%	3.0%
コミュニケーション(不眠・昼夜逆転への対応等)	対象者実人数	1378人	80人	211人	263人	456人	368人
	入居者総数に占める割合	25.3%	34.0%	22.1%	18.3%	26.5%	33.5%
居室への巡回による見守り	対象者実人数	4802人	182人	796人	1323人	1554人	947人
	入居者総数に占める割合	88.3%	77.4%	83.5%	92.1%	90.3%	86.3%
その他の支援	対象者実人数	1634人	88人	185人	375人	581人	405人
	入居者総数に占める割合	30.0%	37.4%	19.4%	26.1%	33.8%	36.9%
緊急対応等	対象者実人数	66人	0人	6人	7人	28人	25人
	入居者総数に占める割合	1.2%	0.0%	0.6%	0.5%	1.6%	2.3%

夜間支援体制について

夜間支援等体制加算()算定住居における体制は、巡回のみ又は常駐1名巡回無しが約8割。
夜勤職員の休憩時間の取得について、「課題がある」と回答した事業所が約4割、特段の課題はないと回答した事業所は約3割。

【 夜間支援等体制加算()算定住居における人員体制】

	加算 住居[N=953]
巡回のみ	14.0
常駐1名	63.6
常駐1名+巡回有	8.2
常駐2名	8.6
常駐2名+巡回有	1.6
常駐3名以上	1.2
常駐3名以上+巡回有	0.1
無回答	2.8

【 夜勤職員の休憩時間の取得についての課題】

	事業所数[N=992]
課題がある	38.7
特段の課題はない	28.1
無回答	33.2

課題の内容(複数回答可)	事業所数[N=384]
休憩時間中であっても入居者の状況等により何らかの対応が必要となる場合がある	85.9
休憩時間中であっても入居者の状況等からグループホームに待機する必要がある	64.3
夜勤職員の人員体制が十分ではないため、適正な休憩時間の取得に課題がある	14.1
その他	4.9
無回答	0.3

夜間支援体制は「十分である」と回答した事業所が約4割、「不十分である」と回答した事業所は1割5分。
夜間支援従事者の「確保が難しい」と回答した事業所が約2割、「なんとか確保している」と回答した事業所が約4割。
確保が難しい又はなんとか確保していると回答した事業所について、「募集しても人材が集まらない」と回答した事業所が多くを占めている。

【 調査対象事業所における夜間支援体制】

	事業所数[N=992]
十分である	40.2
不十分である	14.8
どちらとも言えない	26.9
無回答	18.0

【 夜間支援従事者の確保の状況】

	事業所数[N=992]
確保が難しい	22.2
なんとか確保している	42.4
確保に苦労はない	11.2
その他	3.7
無回答	20.5

確保が困難な理由(複数回答可)	事業所数[N=641]
募集しても人材が集まらない	86.6
雇い上げを行うための財源が不足している	27.5
その他	9.5
無回答	1.2

出典:グループホームの夜間支援体制に係る報酬改定検証調査結果(速報値)

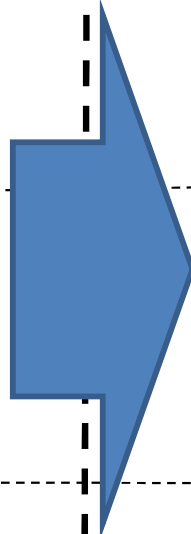
は介護サービス包括型・外部サービス利用型の夜間支援等体制加算()算定住居(回答数953住居)、 ~ は介護サービス包括型・外部サービス利用型のうち夜間支援等体制加算算定事業所及び日中サービス支援型事業所(回答数992事業所)

グループホームの夜間支援等体制加算の見直し(案)(イメージ)

(現 行)

(見直し案)

<p>夜間支援等体制加算()(夜勤)</p> <p>約5万6千人</p> <p>【現状】 加算額は障害支援区分にかかわらず同一 支援対象者の人数に応じて単価を設定しているが、8名以上の単価は複数人ごとに同一額を設定(8~10人、11人~13人、…21~30人)</p>
<p>夜間支援等体制加算()(宿直)</p> <p>約2万7千人</p> <p>【現状】 上記と同じ</p>
<p>夜間支援等体制加算() (警備会社への委託等)</p> <p>約4万2千人</p>



<p>夜間支援等体制加算()(夜勤)</p> <p>【見直し案】 障害支援区分に応じて加算額を設定(「区分4~6」、「区分3」、「区分1・2・なし」の3段階を想定) 支援対象者が1人増えるごとに単価を設定</p>
<p>夜間支援等体制加算()(宿直)</p> <p>【見直し案】 支援対象者が1人増えるごとに単価を設定</p>
<p>夜間支援等体制加算() (警備会社への委託等)</p>

事業所単位の
夜間支援従事者(夜勤・宿直)
の加配加算を
創設

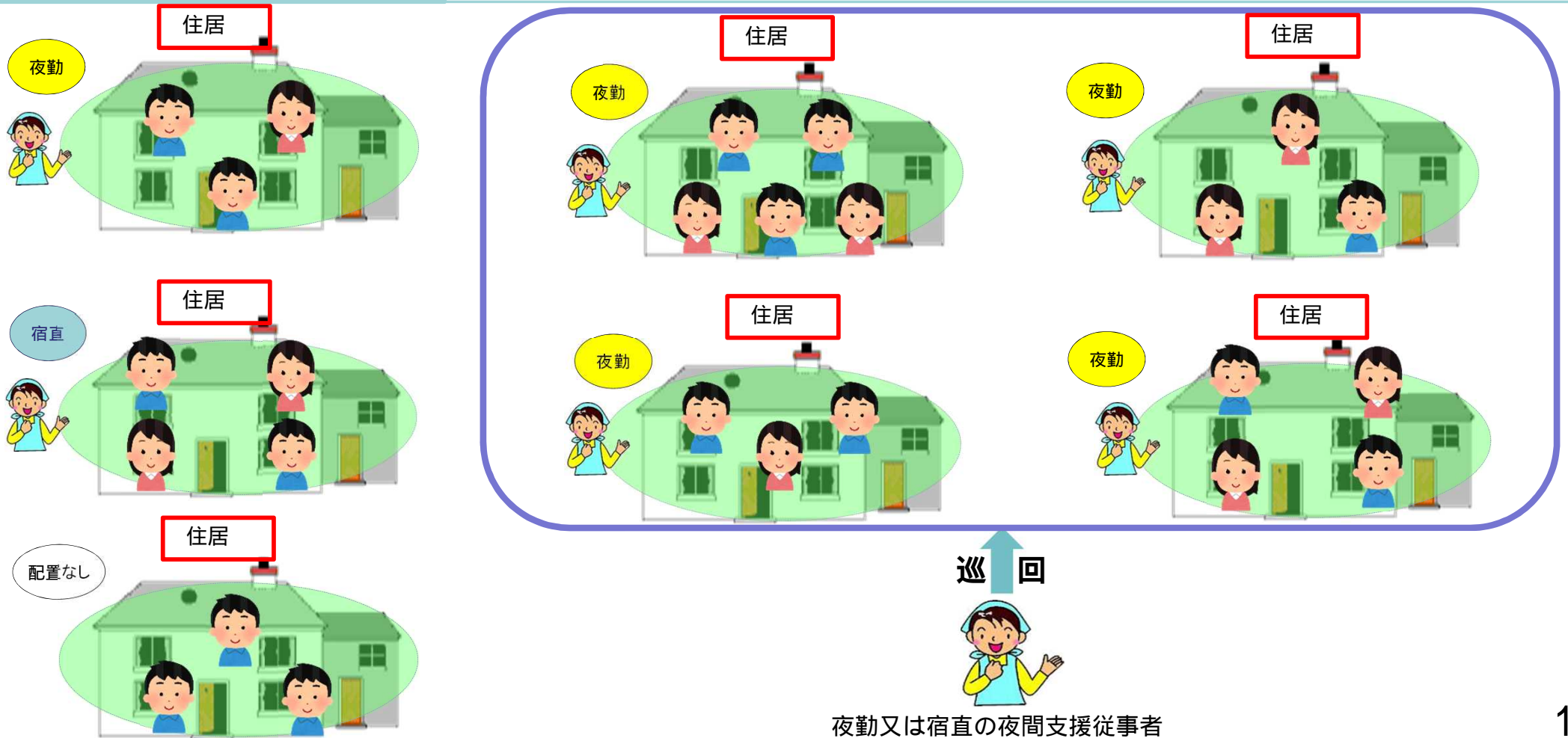
事業所単位の夜間支援職員の加配加算（案）のイメージ

住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、事業所単位で夜勤職員又は宿直職員を配置し、複数の住居を巡回して入居者を支援する場合に更に加算。

【算定要件】

- ・算定対象は常駐の夜勤職員が1名配置されている共同生活住居（夜間支援等体制加算（ ）算定住居）に、夜勤職員又は宿直職員が巡回した場合に当該住居の利用者に加算を算定（以下の場合、住居 . . . の利用者合計15名に加算を算定）
- ・加配職員1名につき最大30名の利用者（住居単位で算定）を想定
- ・原則として、事業所ごとに配置する夜勤職員又は宿直職員は夜間（午後10時～午前5時を含む）の勤務体制を確保（当該者及び巡回対象住居に常駐する夜勤者が交代により適切な休憩時間の確保を図る）。
ただし、支援対象者数が少ない場合等については、加算額を減額した上で一部時間帯での勤務を認めることについても検討。

（例）利用者25名の事業所の場合



夜勤又は宿直の夜間支援従事者

共同生活援助(グループホーム)の概要

障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。
1つの住居の利用者数の平均は6名程度。

具体的な利用者像

単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
ユニットの入居定員は2人以上10人以下
居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
居室の定員：原則1人
居室面積：収納設備を除き7.43㎡



住宅地に立地 入居定員は原則10名以下

既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

利用者数の推移

R2.4月実績
132,449人



出典：国保連データ（各年度末月）

	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 666単位～171単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 1,104単位～279単位	世話人の配置に応じて 244単位～114単位 標準的な時間に応じて (受託居宅介護サービス) 95単位～
事業所数	7,718事業所	182事業所 (平成30年4月～)	1,321事業所
利用者数	114,554人	2,344人 (平成30年4月～)	15,551人

事業所数・利用者数については、国保連令和2年4月サービス提供分実績